

監査報告書

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

理事長 鳥羽 研二 殿

令和6年6月27日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事

児玉 安弓

監事

鶴川 正樹

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「当法人」という。）の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第15期事業年度の業務に係る監査を実施した結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

各監事は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事長及び理事並びに事務局等から事業の報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。

また、会計監査人から、監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

2 監査の結果

(1)当法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認められました。

(2)当法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

当法人の内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき重要な事項は認められませんでした。

ただ、理事会招集にあたっては、会議の目的たる事項を事前に明らかにし、資料の準備や外部の役員への説明を適時に行うなど、的確な意思決定に至るための手続の適正と計画性について、改善の余地があると思われます。

また、幹部職員を含む職員について、業務上必要かつ相当な範囲を超えた過大な負荷によって就業環境が害されることがないように、メンタルヘルス対策の一層の充実を含めた適切な配慮が望まれます。

(3)当法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

(4)財務諸表についての意見

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相當であると認めます。

財務諸表（損失の処理に関する書類を除く。）は、地方独立行政法人会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。

利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。

決算報告書は、予算区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、令和4年度が前中期目標期間の最終年度でしたが、東京都により地方独立行政法人法第40条第3項の積立金として認定されたのが、2024年3月下旬であったこともあり、前中期目標期間繰越積立金26.2億円の使途について、中期計画であらかじめ定めたものに充当できませんでした。その結果、令和5年の損失の処理として6.3億円を取崩すことになりました。本来であれば、当法人の自主的な事業の費用に充てたり、固定資産の取得に充てたりすることが積立金の有用な活用といえます。地方独法の固有な制度設計ではありますが、当法人としては、都との調整や法人としての意思決定過程に改善の余地があると思われます。

(5)事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以上